

みよし市ささえ愛パーキング事業実施要綱を次のように定める。

令和5年1月23日

みよし市長 小 山 祐

みよし市ささえ愛パーキング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互助による駐車スペースの確保を通じて支援者の円滑な訪問活動を支援するためのみよし市ささえ愛パーキング事業（以下「パーキング事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「支援者」とは、保健サービス、医療サービス、福祉サービス又は介護サービス（以下「保健サービス等」という。）の提供を受けている市民を支援する目的で訪問活動をしている者をいう。

(事業内容)

第3条 パーキング事業は、次条に規定する協力者と当該協力者が提供する駐車スペースを利用しようとする支援者とのマッチングを行うものとする。

(協力者の登録等)

第4条 無償で一時的に提供できる駐車スペースを有し、パーキング事業の趣旨に賛同する者（以下「協力者」という。）は、みよし市ささえ愛パーキング事業協力同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）に、駐車条件報告書（新規・変更）（様式第2号。以下「報告書」という。）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による同意書及び報告書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは協力者として登録するものとする。

3 登録された協力者は、第1項の規定により提出した同意書又は報告書の内容に変更があるときは、速やかに報告書を市長に提出するものとする。

4 登録された協力者は、パーキング事業への協力を辞退するときは、速やかにみよし市ささえ愛パーキング事業協力辞退届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(利用者等)

第5条 パーキング事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する支援者とする。

(1) 豊田みよしケアネットに登録している保健サービス等の事業者が雇用している従業者であって、訪問により支援を行う者

(2) 保健サービス等に係る事業をみよし市から委託されている委託先の職員

(3) 保健サービス等に係るみよし市職員

2 前項各号に該当する者がパーキング事業を利用するときは、事前に利用許可申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。この場合において、前項第1号に該当する者は、当該者に代わって同

号に規定する事業者が申請を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により利用許可申請書の提出があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、利用許可証（様式第5号）を交付するものとする。

4 利用許可証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、協力者の駐車場を利用するときは、利用許可証を車内の外から見えるところに掲示しなければならない。

（情報提供）

第6条 市長は、登録した協力者の一覧を作成し、登録状況について豊田みよしケアネットを通じて利用者に情報提供する。

（事故の対応）

第7条 パーキング事業により駐車スペースを利用した際に発生した事故は、利用者、協力者等の当事者間の協議により解決するものとし、当事者以外の者はその責めを追わない。

（守秘義務）

第8条 利用者及び協力者は、パーキング事業の実施に当たり知り得た駐車スペース情報及び個人情報を利用目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。利用者及び協力者でなくなった後も同様とする。

附 則

この要綱は、令和4年1月23日から施行する。